

議事日程(第5号)

平成26年6月16日 午前10時00分開議

- 日程第1 議案第29号 町道路線の認定について
- 日程第2 議案第30号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第31号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第32号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第5 請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出についての請願
- 日程第6 議案第33号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第7 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について
- 日程第8 発議第2号 小学校卒業までの医療費無料制度を創設することを求める意見書
- 日程第9 発議第3号 30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書
- 日程第10 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について
- 日程第11 閉会中における議会運営委員会活動について
- 日程第12 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について
- 追加日程第1 発議第4号 手話言語法制定を求める意見書

本日の会議に付した事件

- 日程第1 議案第29号 町道路線の認定について
- 日程第2 議案第30号 高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について
- 日程第3 議案第31号 高鍋町税条例等の一部改正について
- 日程第4 議案第32号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算(第1号)
- 日程第5 請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出についての請願
- 日程第6 議案第33号 平成26年度高鍋町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第7 推薦第1号 農業委員会委員の推薦について
- 日程第8 発議第2号 小学校卒業までの医療費無料制度を創設することを求める意見書
- 日程第9 発議第3号 30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書

追加日程第1 発議第4号 手話言語法制定を求める意見書

日程第10 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

日程第11 閉会中における議会運営委員会活動について

日程第12 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

出席議員（15名）

1番	水町	茂君	2番	徳久	信義君
3番	岩崎	信や君	5番	緒方	直樹君
6番	池田	堯君	7番	中村	末子君
8番	黒木	正建君	10番	後藤	隆夫君
11番	青木	善明君	13番	永友	良和君
14番	時任	伸一君	15番	八代	輝幸君
16番	津曲	牧子君	17番	柏木	忠典君
18番	山本	隆俊君			

欠席議員（なし）

欠 員（1名）

事務局出席職員職氏名

議会事務局長	間	省二君	事務局補佐兼議事調査係長	鳥取	和弘君
主 査	査	矢野	由香君		

説明のため出席した者の職氏名

町長	小澤	浩一君	副町長	川野	文明君
教育長	萱嶋	稔君	教育委員長	黒木	知文君
農業委員会会長	渡瀬	俊弘君	代表監査委員	黒木	輝幸君
総務課長	森	弘道君	政策推進課長	三嶋	俊宏君
建設管理課長	恵利	弘一君	農業委員会事務局長	鳥井	和昭君
産業振興課長	田中	義基君	会計管理者兼会計課長	宮崎	守一朗君
町民生活課長	茂又	哲也君	健康福祉課長	河野	辰己君
税務課長	川野	和成君	上下水道課長	芥田	秀則君
教育総務課長	中里	祐二君	社会教育課長	稲井	義人君

午前10時00分開議

○議長（山本 隆俊） おはようございます。只今から本日の会議を開きます。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、後藤隆夫議員。

○議会運営委員会委員長（後藤 隆夫君） おはようございます。議会運営委員会の結果報告を申し上げます。

13日の一般質問終了後に11時55分から、正副議長室におきまして議会運営委員会を開催をいたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

今期定例会に付議されました案件は14件でございます。うち専決2件、報告4件、同意2件、契約1件につきましては、既に本会議において審議を終えたところでございます。残りの議案4件、請願1件につきましては、各常任委員会にその審査を付託され、審査を終えたところでございます。

新たに補正予算1件、農業委員会の推薦1件、意見書2件、計4件が追加をされております。執行部並びに事務局よりその内容について説明を受け、慎重に審査を行いました結果、本日の日程に追加し、審議を行うことで出席委員全員意見の一致を見たところであります。議員各位の御協力をお願い申し上げ御報告といたします。

○議長（山本 隆俊） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、4件を追加提案し、お手元にお配りしましたとおり議事を進めます。

日程第1. 議案第29号

日程第2. 議案第30号

日程第3. 議案第31号

日程第4. 議案第32号

日程第5. 請願第3号

○議長（山本 隆俊） 日程第1、議案第29号町道路線の認定についてから、日程第5、※請願第3号手話言語法制定を定める意見書の提出についての請願まで、以上5件を一括議題といたします。

本5件は、所管事項別に各常任委員会に付託されておりましたので、各常任委員長の議案審査結果報告を求めます。

まず、総務環境常任委員長の報告を求めます。委員長、中村末子議員。

○総務環境常任委員会委員長（中村 末子君） おはようございます。平成26年第2回定例議会において、総務環境常任委員会に付託されました議案は、議案第30号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、議案第31号高鍋町税条例等の一部改正について、議案第32号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について審査の経緯と結果について報告いたします。

審査日時は、6月9日本会議終了後から11日の3日間です。審査場所は、第1委員会室において常任委員全員出席、要点筆記事務局長、関係課職員出席のもと、説明及び資料提出の上、慎重に審査を行いました。なお、今回は警察署に表敬訪問に出かけました。

まず、議案第30号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条

※後段に訂正あり

例の一部改正については、介護保険認定に係る医師などに対して月額1万5,000円の報酬があるが、これは医師の診断書など認定作業に当たり、多くの資料読み取りなどに時間を費やすことについての報酬単価となっている。全体総会や研修会などは通常の審査とは異なるため、他の報酬と同じく月額5,500円としたものであるとの説明でした。また、介護保険関係であるが、特別職に関連する条例改正であるため、総務課での処理となるとのことでした。

委員からの質疑では、介護保険が始まって、相当の時間が経過しているが、なぜ今提案なのかとの問いに、会の中で指摘があり、条例改正が望ましいと判断したためであるとのことでした。

以上で質疑を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

次に、議案第31号高鍋町税条例等の一部改正について、担当課説明では、外国法人関係の住民税法改正に伴い、住民税法145条が変更され、144条6項として併入されるため、固定資産税の免税措置できる範囲を子育てに関して小規模事業所——認定こども園などを加えること、軽自動車税について平成27年4月1日から新規購入される分の軽自動車税について増税されるものであるとのことでした。なお、地方法人税の改正に伴い、法人税の税収が少なくなる税額については、交付税増で措置されるとの説明でした。

委員からの質疑、討論はなく、賛成多数で可決すべきものと決しました。

次に、議案第32号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について審査順に内容を報告いたします。

総務課関係では、法律相談2回分、消費者行政に係る啓発物品、カレンダーなどの費用として、当初予算一般財源で計画していたものが国補助と認められたため、歳入10万円が一般会計との組みかえがあった。

蚊口地区の消防団第1部の消防自動車が購入して17年を経過、同型の買いかえを防衛省と協議を行ってきたが、今回認められたことによる予算——防衛省では基準額が1,091万円の3分の2が示されているが、買いかえ予定の車は改造して1,915万円かかる見込みであるとのことでした。

また、今回のハザードマップは、小丸川水域の浸水が想定される国基準で作成、全戸配布を行うものであるとのことでした。

委員より、小丸川上流の南郷での雨量が1,000ミリを超えたことがあるが、そのことは視野に入れられているのかとの問いに、あくまでも国土交通省が管理する範囲でのハザードマップであり、想定雨量も9時間で447ミリ、1時間で50ミリであるとの答弁でした。

なお、3、4日間の高鍋の降雨量は、1時間で30ミリとのことでしたが、内水面对策の強化も要望されました。

コミュニティー事業助成は、黒谷地区から提出されており、ようやく今回認定されたと

のとでした。内容一覧表は、資料としていただいたところです。

次に、町民生活課関係では、石油高騰、為替レートの変更に伴い、ごみ袋購入予算が変更となったことであるとのことでした。なお、業者は、3社あるが、1社辞退されたため2社による見積もり入札を行う予定であるとの説明でした。

次に、政策推進課関係では、文書広報関係でFMラジオに委託している番組で灯籠まつりに合わせバスツアーの企画をしている。参加者は、カップル限定で行い、FMラジオの担当者も一緒に乗り込む予定であるとのことでした。

委員より、どのような効果を期待しているのかとの問いに、若い人はインターネット、フェイスブック等の利用をしており、そこからの発信がなされれば高鍋の宣伝につながるかと考えているとの答弁でした。

委員より、おもてなしをしっかりと行い、広がりができるよう期待しているとの提案がありました。

基金管理費について、永久町民に1人から、ふるさと納税に3人からとの説明でした。

活性化事業では、夏に4団体の合宿が計画されているので予算化したとの説明でした。

委員より、どういう団体か、またどのような所に宿泊されるのかとの問いに、和歌山大学弓道部、宮崎大宮高校バスケットと野球部、宮崎南高校野球部が予定されており予算化したとのことでした。

全ての日程を終了し、討論を求めましたが、討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。（発言する者あり）

済みません、ありがとうございます。

以上で、終わりたいと思います。

○議長（山本 隆俊） 先ほど、議長口述の中で、請願第3号手話言語法制定を定める意見書と申したそうです。これを、手話言語法制定を求める意見書に訂正をさせていただきたいと思います。

以上で、総務環境常任委員長報告を終わります。

これから、1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第30号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第31号高鍋町税条例等の一部改正について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、総務環境常任委員長報告に対する質疑は終わります。

続いて、産業建設常任委員長の報告を求めます。委員長、岩崎信や議員。

○産業建設常任委員会委員長（岩崎 信や君） おはようございます。産業建設常任委員会に付託された議案について、審査した経過と結果について報告いたします。

日時は、6月9日から11日の3日間です。審査は産業建設常任委員全員、審査会場は第3委員会室です。関係課長、職員の出席を求め、審査を行いました。今回、本委員会に付託された議案は、議案第29号町道路線の認定についてと議案第32号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分です。

初めに、議案第29号町道路線の認定について審査しました。建設管理課より、路線図を示しての説明がありました。路線名は、東光寺・鬼ヶ久保線、延長が約1,600メートルで道路ができる前に認定するのは道路管理者が確定し、管理者が路線を建設管理する義務を負うためであるとの説明がありました。

質疑に入り、委員よりこの道路は避難路なのかとの質疑に、避難路でもあるし、将来においては坂本・鬼ヶ久保線の代替路線でもあるとの答えでした。

次に、委員より交差点はできるのかとの質疑には、交差点はある、起点側には信号もできるかもしれないとの答弁でした。

さらに、古墳などの文化財への対応を尋ねられ、まだ調査を行っていないが、文化財に影響の少ない路線を決定したとの答弁。

地権者と意向が異なることはないのかとの質疑には、地権者の意見を尊重しながら原則的にはこの路線で行いたいとの答えでした。

また、地権者は何人くらいかと問われ、50人くらいであるとの答弁。

次に、同意書について質疑があり、文書も出して、説明はしているので、本年度より用地買収などの契約を進めていきたいとの答弁でした。

次に、議案第32号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分です。

初めに、農業委員会関係です。歳入については、平成25年度まで農地制度実施円滑化事業として行っていたが、平成26年度より機構集積支援事業に事業名が変更になったために組みかえたものである。機構集積支援事業とは、農地中間管理機構による担い手の農地の集積、集約を図るため、農地台帳の電子化、地図化を行い、耕作放棄地所有者の意向確認を行うものである。

歳出については、機構集積支援事業が名称変更による組みかえのほか、耕作放棄地を減らすため、現在、719件ある放棄地についてアンケートを行うもの。農地中間管理機構事業により3,426戸の農地所有者に対して、農地の貸し付けなどの意思確認を行うアンケートなどの事務経費であるなどの説明がありました。

委員より、耕作放棄地に対するアンケートの回収率はどれくらいと考えるかとの質疑に、

一回で回収できる予算を組んでいるが、できないときは電話などで回収を促すか、再度行うことも検討するとの答弁でした。

また、この耕作放棄地の面積割合についての質疑には、1,519ヘクタールのうち、25ヘクタールであるとの答弁でした。

委員より、不在地主はいないのかとの質疑には、町外の所有者もあるが地主には全てアンケートを送付するとの答弁でした。

また、委員より農地所有者へのアンケートの目的について質疑があり、中間管理機構ができたことが発端で、農地を貸したい、借りたいなどの意向調査であり、その意向により認定農業者など担い手への農地の集積や耕作放棄地を減らすことが目的である。目標は、平成35年度までに担い手の耕作地を2倍ほどにしたいとの答弁でした。

次に、建設管理課関係です。町単独道路改良費について、位置図を示しての説明がありました。国道10号線に付加車線建設の計画があったので、接続する町道3路線については、接続する部分が未整備となっていたが、この付加車線建設が中止となったので町道の未整備部分を整備するための測量委託であるとの説明がありました。

委員より、変更になった理由は何かと尋ねられ、高速道路ができて通行量が減少したためとの説明でした。

また、工事は年度内にできるのかとの質疑には、そうしたいが決まっていないとの答弁でした。

次は、産業振興課関係です。畜産業費は、埋却地再生整備工事5箇所分である。当初、1億4,000万円であったが、その後の設計見直しとあわせて農大校なども一括して発注することになったため5箇所になった。全22箇所の埋却地中、13箇所の整備を行うが、25年度に8箇所済ませたので今年度は5箇所である。

工事請負費は若葉台ののり面崩壊防止工事。農地費は、農地・水・環境保全の事業名が多面的機能支払交付金事業負担金と変わったため、予算の組みかえと単位金額の増加であり、持田・老瀬・染ヶ岡地区に支払うものである。

農政企画費の返還金は、青年就農給付金の一部返還。また、補助金は全額が国庫補助で中間管理機構の農地の出し手に対する支援。

観光費は、昨年発行し好評だった高鍋グルメガイドの在庫がなくなったため増刷を行うための補助金であるなどの説明がありました。

質疑に入り、委員より埋却地について農地に戻したあとみずから改良を加えるのは自由かとの質疑に、農地であれば自由であるとの答弁でした。

また、委員より、農地として不適と思われるところはないのかとの質疑に、聞いていないとの答弁でした。

次に、若葉台について委員より、この予算で足りるのかとの質疑に、抜本的な工事には足りない、新たに予算を組むか一ツ瀬の土地改良区とも話を進めたいとの答弁でした。

さらに、工事の時期はと問われ、今年度中には行いたいとの答弁でした。

また、青年就農の人は何をつくっていたのかとの質疑には、マンゴーで今もつくっているとの答弁。

また、委員よりグルメガイドについて、店舗数はどの質疑に、昼の店が45店、夜の店が33店の合計78店の掲載であるとの答えでした。

全ての審査が終了し、1議案ごとに採決を行いました。

議案第29号町道路線の認定について討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

議案第32号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について討論はなく、賛成全員で可決すべきものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、産業建設常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第29号町道路線の認定について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、議案第32号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、産業建設常任委員長報告に対する質疑を終わります。

続いて、文教福祉常任委員長の報告を求めます。委員長、青木善明議員。

○文教福祉常任委員会委員長（青木 善明君） おはようございます。平成26年第2回定例議会において、文教福祉常任委員会に付託されました議案は、議案第32号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分及び請願第3号手話言語法制定を求める意見書の提出についての請願の2件であります。その審査と経過及び結果について御報告いたします。

日時は6月9日、10日、11日の3日間、第4委員会室にて文教福祉常任委員全員が出席し、執行当局に担当課、関係職員の出席を求め、議案の説明を受け、慎重に審査を行いました。

初めに、議案第32号、関係部分の社会教育課であります。社会教育総務費のコミュニティー助成事業補助金ですが、宝くじの運用益を財源とした自治総合センターからの補助金で地域コミュニティーに関するもので、今回は中鶴自治公民館が採択され、公民館に備品等を整備するものです。

次に、文化財保護費の一般文化財保護費ですが、県の芸術文化環境づくり支援事業を活用し、石井十次没後100年にあわせ、美術館において資料展示、講演会等を開催、期間は9月13日から10月13日の1カ月間を予定。

次に、体育施設費の高鍋町スポーツセンター費の需用費ですが、総合体育館が20年以上が経過しており、さまざまな箇所に不具合が生じており、トイレのパイプ接続部分のパッキンの劣化により数箇所に水漏れが生じているため、全てのパッキンを交換、また、浄化槽盤の老朽化により不良ブレーカーを取りかえるものです。

同じく総合運動公園費の需用費ですが、小丸河畔運動公園野球場の照明施設のコードがむき出し、あるいは切断しており、点灯しない箇所があり漏電のおそれがあるため修理するものです。

委員より、劣化の原因はの問いに、主に塩害との説明でありました。

次に、健康福祉課であります。まず、社会福祉総務費の役務費ですが、臨時福祉給付金該当者への口座振り込み手数料です。

次に、老人福祉費の負担金補助及び交付金ですが、町の若手職員が中心となって活動を行っている四季彩のむら、たかなべ希望のまちづくりが長寿社会づくりソフト事業交付金を活用し、四季彩のむらを中心に地域住民と協働し、学びの場づくり事業を行うとのことあります。

委員より、職員が中心となった理由はの問いに、四季彩のむらを高鍋湿原、高鍋温泉めいりんの湯とリンクして地域活性化及び相乗効果を図っていききたいとの説明でありました。

委員より、地元村民の構成と実働者はの問いに、13世帯で10名程度との説明でありました。

委員より、田んぼの活用面積はの問いに、むらコン及び田んぼアートで2反4畝、食用が8畝で合計3反2畝との説明でありました。

次に、障害福祉費の扶助費ですが、県の26年度補助事業で対象者保護者が県内に住所を有し、18歳以下の身体障害者手帳交付対象とならない軽度、中度の難聴児に補聴器を助成するものです。

次に、児童福祉総務費の役務費ですが、子育て世帯特例給付金該当者への口座振り込み手数料です。

次に、児童措置費の備品購入費ですが、東小学校放課後児童クラブの教室増設に伴い、運営に必要な備品を購入するものです。

委員より、教室増設に伴う入り口はどうなるのか及び障害のある子供たちの状況についての問いに、入り口は1箇所に対応、問題を抱えている児童もいるとの説明でありました。

次に、保健衛生総務費の報償費ですが、県の市町村地域自殺対策緊急強化基金事業補助金で心の健康づくり講演会の講師謝礼です。

次に、予防費の委託料ですが、予防接種法の改正により、予防接種の接種者管理のため、健康管理システムを改修するものです。

次に、健康増進事業費の需用費の消耗品費と役務費の郵便料ですが、本年4月1日から働く女性支援のためのがん検診推進事業が施行されたことにより、平成21年から24年度までの子宮頸がん、乳がん検診の未受診対象者に受診勧奨を行う経費です。

委員より、未受診対象者が多いが検診受診率はの問いに、約20%の説明でありました。
委員より、国の施策だがペナルティーがあるのかの問いに、ないと説明でありました。
最後に、教育総務課であります。まず、教育寄付金100万円は、有限会社河原肥料店様から学校図書購入費用に寄附金として受け入れるものであり、教育振興費の東西小中学校の備品購入費の図書として計上しているものです。

事務局費の高鍋町育英会出資金ですが、これは、ことし3月、高鍋町役場を定年退職された3名の方からの寄附を充当するものであります。

委員より、現在の基金残高及び回収の状況、また、枯渇するおそれはないのかの問いに、ことし3月31日現在の基金残高は1,396万91円、滞納はなく、平成25年度中の高校、大学生30名の貸付額784万5,000円、返還額が40名で693万8,000円、貸付総額は1億7,452万7,000円との説明でありました。

以上、全ての質疑が終わり、議案第32号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分について討論はなく、採決に入り、委員全員賛成で可決すべきものと決しました。

次に、請願第3号手話言語法制定を求める意見書の提出についての請願の審査について委員に意見を求め、意見集約が終わり、討論はなく、採決に入り、委員全員賛成で採択すべきものと決しました。

以上、御報告いたします。

○議長（山本 隆俊） 以上で、文教福祉常任委員長報告を終わります。

これから1議案ごとに質疑を行います。

まず、議案第32号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）中、関係部分に対して質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

次に、請願第3号手話言語法制定を求める意見書の提出についての請願について質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で、文教福祉常任委員長報告に対する質疑を終わります。

以上で、各常任委員長報告に対する質疑を全て終わります。

これから1議案ごとに討論、採決を行います。

まず、議案第29号町道路線の認定について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 議案第29号町道路線の認定について反対の立場で討論を行います。

この案件は、計画の段階で現在の道路が度重なる崩れなどを引き起こすため新しい計画

を行う、また花守山整備計画とあわせ大型バスなどの運行ができるようにとの説明が従前にありました。

しかし、起点となるべきところは、警察との協議もしなければならない形状もありますし、湿地帯もあり、これからの工事などには買収問題だけでなく、将来に予測されるであろう液状現象に大いに注意を払うべき問題も抱えています。地域の方々からも心配の声とともに整備するなら現在の道路を整備してからにしていきたいとの声もあります。観光資源としての花守山を大切にされる気持ちも十分に理解はできます。遠くから見ることも大切です。私は、道路を新たにつくるよりも10号線からの眺望ができる施設整備こそ重要だと考えます。それが、ひいては高鍋町全体の観光地域を押し上げ、整備が行われる島田圃場との関連性も大きく効果が発揮できると考えます。町全体の総合的な整備、第5次整備計画も後期となりました。4—3の観光交流のまちとあるように東九州自動車道からおりて、花守山、古墳、農業大学校、キャベツ畑など、また、町並み景観、美術館及び周辺、四季彩のむら、湿原、温泉でそばづくり、もちろんお持ち帰りできる、新山いちご園でスイーツを食べて西都からの高速道路でお帰りなどという案もできるでしょうし、いろんなアイデアが若い方から豊富に集めることもできるのではないのでしょうか。それが町政をつくることではないかと私は考えます。大きなお金を使って施設整備だけをして一時期、建設関連企業が潤うだけでなく、町民生活が向上できる何かを構築することこそ我々に求められていると考えます。少ない費用で最大の効果をと考えたとき、大型車がとおる道路は必要ないと考え、反対いたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第29号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第29号町道路線の認定については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第30号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番、中村末子。議案第30号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について、賛成の立場で討論を行います。

私は、介護保険開始後、認定作業に係る報酬については質疑を行い、算定について考えてまいりました。そのとき、会議などにかかる費用及び職員などについては、その費用支

出に関して考慮する必要があると提案をいたしました。その問題点をみずからが気づき提案されたことは、時間がかかっても喜ばしいことだと考えます。他の団体、派遣などの問題点を洗い直し、検討されることはいいことであると判断し、賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第30号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第30号高鍋町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第31号高鍋町税条例等の一部改正について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。議案第31号高鍋町税条例等の一部改正について、反対の立場で討論を行います。

住民には厳しく、大企業などには優しくというのが、国の法人税法改正です。地方には大企業は存在しないものの、法人住民税が減収することは、住民への負担が増すということにはほかなりません。

税負担が大変だからと軽自動車に乗りかえた人も、時間が経過するごとに税負担が重くなるというのは、いかがなものでしょうか。

物を大切にするというのは、もう死語となってしまったのでしょうか。消費は美德なり、これはバブル期につくられた用語です。

宮崎県は、バス・列車など交通網が発達していません。どこへ行くにも自動車は必需品です。その自動車が古くなったからと税が高くなるのはいかがなものでしょうか。

私は、国自体の考えだけでなく、それに従わせ、国民をますます窮屈な国にする、そのたくらみに、「一寸の虫にも五分の魂」と考え、反対といたします。

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第31号を起立によって採決します。本案に対する委員長の報告は可決です。本案は委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立多数であります。したがって、議案第31号高鍋町税条例等の一部改正については、委員長報告のとおり可決されました。

次に、議案第32号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）について、これか

ら討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。議案第32号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）に対し、賛成の立場で討論を行います。

職員で構成する団体が補助を受け、まちづくりへ参加することは、見た目にはほほ笑ましいことですが、町職員の大きな仕事は、町民のために奉仕をするという地方公務員法の中で行うことが望ましいと考えます。

しかし、直接みずからが発案、行動するための予算については、地方公務員法30条「全体の奉仕者」としての枠組みを少し逸脱しているように私は思います。しかし、高鍋町のために何かしたいという気持ちは酌み取ることができます。

また、この予算中、委員長の報告の中でもありましたように、必要欠くべからざる予算として、私は一部に不満はあっても賛成としたいと思います。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、議案第32号を起立によって採決します。本案に対する各委員長の報告は可決です。本案は各委員長報告のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、議案第32号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第1号）は、各委員長報告のとおり可決されました。

次に、請願第3号手話言語法制定を求める意見書の提出についての請願について、これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、請願第3号を起立によって採決します。この請願に対する委員長の報告は採択です。この請願は委員長報告のとおり採択することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、請願第3号手話言語法制定を求める意見書の提出についての請願は、委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第6．議案第33号

○議長（山本 隆俊） 日程第6、議案第33号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（小澤 浩一君） おはようございます。議案第33号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について提案理由を申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ40万円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ77億2,284万2,000円とするものでございます。

補正の内容といたしましては、6月4日早朝の豪雨により、住家に著しい被害を受けました被災者の生活を支援するために、被災世帯に対し、災害時安心基金支援金を支給するもので、財源は諸収入でございます。

以上、本案につきまして、御審議を賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（山本 隆俊） 続いて、担当課長の詳細説明を求めます。政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。それでは、平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について詳細説明を申し上げます。

まず、歳出について説明申し上げます。8ページ、9ページでございます。災害救助費、災害時安心基金支援金40万円です。

6月4日早朝の豪雨で、町内各地で、土砂災害や低い土地への浸水が発生したところでございますが、今回の補正は、床上浸水の住家被害を受けた被災者の生活を支援するために、災害時安心基金支援金を支給するものでございます。

この支援金は、宮崎県と市町村で積み立てをしている、宮崎県・市町村災害時安心基金を活用して支給するものでございまして、この基金は、宮崎県内で発生した自然災害により住家に著しい被害を受けた被災者の生活を支援するために、平成19年度から県と市町村が1億円ずつ、3年間積み立てを行ったものでございます。

支援の内容としましては、床上浸水世帯に10万円、半壊世帯に15万円、全壊世帯に20万円を支給するということになっております。

このたび、被害調査を行っておりますが、12日現在、この支援金に該当する住家の床上浸水が4世帯ありましたので、1世帯当たり10万円の40万円を計上するものでございます。

次に、歳入のほうでございますが、6ページ、7ページをお願いいたします。財源といたしましては諸収入、宮崎県・市町村災害時安心基金支援金40万円を計上しております。

以上で、詳細説明を終わります。

○議長（山本 隆俊） 以上で、説明は終わりました。

これから質疑、討論、採決を行います。

議案第33号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）について質疑を行います。質疑はありませんか。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。早朝の浸水に対して被害が出たということで、今、詳細な説明がございました。もし、この被害の実態が、数字としてある程度把握できていれば、できればここでお知らせ願えればと思います。まだ、できてなければ大丈夫です、いいんですけれども、できてるだけでもしていただきたいと思います。

それと、説明は受けたんですけれども、5世帯床上があったということなんです、1世帯が、人が住んでなかったということを確認をされている状況なんですけれども、例えば、この市町村災害安心基金支援金というのは、住んでいる家に対してのみしかできないような内容なのか、もう一度再度、確認をさせていただきたいと思います。（発言する者あり）

○議長（山本 隆俊） 政策推進課長。

○政策推進課長（三嶋 俊宏君） 政策推進課長。この支援金の内容でございまして、住んでいる世帯、居宅している住宅に支給されるものでございまして、空き家、別荘等は支給されません。

以上のような内容となっております。

○議長（山本 隆俊） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、議案第33号を起立によって採決します。本件は原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、議案第33号平成26年度高鍋町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決いたしました。

日程第7. 推薦第1号

○議長（山本 隆俊） 日程第7、推薦第1号農業委員会委員の推薦についてを議題といたします。

本件は、農業委員会等に関する法律第12条第2号の規定に基づき、本議会推薦の農業委員を推薦するものであります。

お諮りします。推薦の方法につきましては、指名推選にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、推薦の方法は指名推選によることに決定いたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議長が指名することに決定いたしました。

ここで、地方自治法第117条の規定により、2番、徳久信義議員の退場を求めます。

〔2番 徳久 信義君退場〕

○議長（山本 隆俊） 議会推薦の農業委員会委員として、高鍋町大字持田1662番地14、徳久信義議員を推薦したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、議会推薦の農業委員会委員として、徳久信義議員を推薦することに決定いたしました。

ここで、2番、徳久信義議員の入場を許可します。

〔2番 徳久 信義君入場〕

日程第8. 発議第2号

○議長（山本 隆俊） 日程第8、発議第2号小学校卒業までの医療費無料制度を創設することを求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 11番。発議第2号小学校卒業までの医療費無料制度を創設することを求める意見書について。提出者、青木善明。賛成者、池田堯、水町茂、柏木忠典の各議員です。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

小学校卒業までの医療費無料制度を創設することを求める意見書。今、若い親たちは、子供の笑顔に励まされながら、仕事と子育てに懸命に励んでいます。子育ての大きな不安の一つに子供の病気があります。子供は病気にかかりやすく、抵抗力が弱いと重症化することも多く、病気の早期発見、早期治療を支える環境が非常に大切です。その一つとして、子供の医療費の心配をなくすことは、大きな子育て支援になります。

乳幼児の医療費無料制度は、既に全ての都道府県、市区町村で実施され、親たちへの大きな励みとなっています。しかし、自治体の独自制度として行われているために財政困難などを理由として、制度内容には大きな格差があります。どこに生まれ住んでも、子供は等しく大切に育てられなければなりません。そのためには、国として制度を創設し、市町村を支援していくことが求められています。

参議院本会議では2001年6月、全ての政党・会派一致で、少子化対策推進に関する

決議を採択しました。その中で、政府に対し、乳幼児医療費の国庫助成等を重点的に取り組むべきであると求めました。参議院本会議の決議を实らせ、安心して子供を産み育てることのできる社会への一歩とするために、子供を対象とした国の医療費無料制度を早期に創設するよう求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。平成26年6月16日、宮崎県児湯郡高鍋町議会。提出先は内閣総理大臣、厚生労働大臣、財務大臣。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で、説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第2号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、発議第2号小学校卒業までの医療費無料制度を創設することを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第9. 発議第3号

○議長（山本 隆俊） 日程第9、発議第3号30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書の提出についてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 11番。発議第3号30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書について。提出者、青木善明。賛成者、池田堯、水町茂、柏木忠典の各議員です。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書。35人以下学級について、小学校1年生、2年生と続いてきた35人以下学級の拡充が、予算措置されていません。

日本は、OECD諸国に比べて、1学級当たりの児童生徒数や教員1人当たりの児童生

徒数が多くなっています。一人一人の子供に丁寧な対応を行うためには、1クラスの学級規模を引き下げる必要があります。社会状況等の変化により、学校は一人一人の子供に対する、きめ細やかな対応が必要となっています。

また、新しい学習指導要領により、授業時数や指導内容が増加しています。日本語指導などを必要とする子供たちや、障害のある子供たちへの対応等も課題となっています。いじめ、不登校など生徒指導の課題もあります。こうしたことの解決に向けて、少人数学級の推進などの計画的定数改善が必要です。

幾つかの自治体においては、厳しい財政状況の中、独自財源による30人から35人以下学級が行われています。このことは、自治体の判断として、少人数学級の必要性を認識していることのあらわれであり、国の施策として財源保障すべき必要があります。

また、文部科学省が実施した、今後の学級編成及び教職員定数に関する国民からの意見募集では、約6割が小中高校の望ましい学級規模として、26人から30人を挙げています。国民も30人以下学級を望んでいることは明らかです。

三位一体改革により、義務教育費国庫負担制度の負担割合が、2分の1から3分の1に引き下げられました。その結果、自治体財政が圧迫され、非正規教職員もふえています。

子供たちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられることが憲法上の要請です。子供たちの学ぶ意欲、主体的な取り組みを引き出す教育の役割は重要であり、そのための条件整備が不可欠です。

以上のような理由から、義務教育費国庫負担制度を堅持するとともに、国の負担率を2分の1に復元し、30人以下学級の実現を強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。平成26年6月16日、宮崎県児湯郡高鍋町議会。提出先は内閣総理大臣、官房長官、文部科学大臣、総務大臣、財務大臣。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で、説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これから、発議第3号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

[賛成者起立]

○議長（山本 隆俊） 起立全員と認めます。したがって、発議第3号30人以下学級実現・義務教育費国庫負担2分の1復元を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

ここで、しばらく休憩したいと思います。20分から再開したいと思います。

ここで、議会運営委員会を開きたいと思いますので、正副議長室に委員の方はお集まりください。

午前11時04分休憩

.....

午前11時20分再開

○議長（山本 隆俊） 再開いたします。

この際、議会運営委員会の報告を求めます。委員長、後藤隆夫議員。

○議会運営委員会委員長（後藤 隆夫君） 10番。議会運営委員会の結果報告を申し上げます。本日11時10分より、正副議長室におきまして、議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告を申し上げます。

今定例会に付議されました案件は18件でございます。専決処分の承認2件、報告4件、同意2件、契約1件、認定1件、条例改正2件、補正予算2件、請願1件、推薦1件、意見書2件については、既に本会議におきまして審議を終えたところでございます。

新たに、議員提出議案1件が追加されております。その内容について事務局より説明を受け、慎重に審議を行いました結果、本日の日程とし、審議を行うことで、出席委員全員意見の一致を見たところでございます。議員各位の御協力をお願い申し上げまして御報告といたします。

○議長（山本 隆俊） 本日の議事日程につきましては、只今報告がありましたとおり、1件を日程に追加し、追加日程第1として議題にしたいと思います。御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、1件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

ここで、暫時休憩いたします。

午前11時23分休憩

.....

午前11時26分再開

○議長（山本 隆俊） 再開いたします。

.....

追加日程第1. 発議第4号

○議長（山本 隆俊） 追加日程第1、発議第4号手話言語法制定を求める意見書の提出に

ついてを議題といたします。

趣旨の説明を求めます。11番、青木善明議員。

○11番（青木 善明君） 11番。発議第4号手話言語法制定を求める意見書について。提出者、青木善明。賛成者、池田堯、水町茂、柏木忠典の各議員です。上記の議案を別紙のとおり会議規則第14条の規定により提出します。

手話言語法制定を求める意見書。手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う、独自の語彙や文法体系を持つ言語である。手話を使うろう者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきた。しかしながら、ろう学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長い歴史があった。

2006年12月に採択された国連の障害者権利条約では、手話は言語であることが明記され、日本政府は、2014年1月20日に批准し、2月19日に発効している。この障害者権利条約の批准に向けて、日本政府は国内法の整備を進め、2011年8月に成立した改正障害者基本法では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められた。

また、同法第22条では、国・地方公共団体に対して、情報保障施策を義務づけており、手話が、音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であるとする。

よって、本町議会は、政府と国会が下記事項を講ずるよう、強く求めるものである。

記。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、きこえない子供が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした手話言語法（仮称）を制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。平成26年6月16日、宮崎県児湯郡高鍋町議会。提出先は衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣。

以上でございます。

○議長（山本 隆俊） 以上で、説明は終わりました。

只今から質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 次に、原案に賛成者の発言を許します。7番、中村末子議員。

○7番（中村 末子君） 7番。発議第4号手話言語法制定を求める意見書について、賛成の立場で討論を行います。

また今回、議会に対し、手話通訳の方の本会議場での通訳に対し、快く決定していただき感謝を申し上げたいと思います。

長い間、手話通訳については、ボランティアの方々に支えられてきました。しかし、法での整備ができれば、議会でも手話通訳の方も入り、耳の聞こえない障害を持たれておられる方々も、議会傍聴ができる可能性も広がってまいります。一日も早い法整備を願い賛成といたします。

○議長（山本 隆俊） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） これで討論を終わります。

これから、発議第4号を起立によって採決します。原案のとおり決定することに賛成議員は御起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（山本 隆俊） 起立全員であります。したがって、発議第4号手話言語法制定を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

日程第10. 閉会中における議会広報編集特別委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第10、閉会中における議会広報編集特別委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会広報編集特別委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第11. 閉会中における議会運営委員会活動について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第11、閉会中における議会運営委員会活動についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中を含め、次期定例会に係る諸活動を認めたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における議会運営委員会の諸活動を認めることに決定いたしました。

日程第12. 閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施について

○議長（山本 隆俊） 次に、日程第12、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施についてを議題といたします。

本件につきましては、閉会中における各委員会、協議会等の諸活動並びに陳情等を認めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（山本 隆俊） 異議なしと認めます。したがって、閉会中における各常任委員会活動及び陳情等の実施を認めることに決定いたしました。

○議長（山本 隆俊） 以上で、本日の日程は全て終了しました。会議を閉じます。

これで、平成26年第2回高鍋町議会定例会を閉会します。

午前11時34分閉会

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議 長

署名議員

署名議員